

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		令和6年度 豊島区収納対策本部 第1回 私債権等検討部会
事務局(担当課)		区民部税務課
開催日時		令和6年5月20日(月) 9時00分～9時45分
開催場所		本庁舎508会議室
議 題		1 令和6年度 収納対策本部の年間スケジュールについて 2 私債権等管理支援事業の実績と令和6年度取組予定について 3 私債権等の検討課題について
公開の 可否	会 議	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 0人 非公開・一部非公開の場合は、その理由 極めて専門的かつ内部的な内容を含み、豊島区行政情報公開条例第7条第5号に該当 するため
	会 議 録	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由 極めて専門的かつ内部的な内容を含み、豊島区行政情報公開条例第7条第5号に該当 するため
出席者	委 員	会計管理室長(部会長)、子ども家庭部長(副部会長)、生活福祉課長、西部生活福祉 課長、子育て支援課長、住宅課長、収納推進担当課長(事務局)
	そ の 他	区民部長、国民健康保険課長、国民健康保険課給付グループ係長、会計課決算グル ープ係長
	事 務 局	税務課債権管理支援グループ課長補佐、同主任
提出された資料		資料1-1 令和6年度 収納対策本部年間スケジュール(案) 資料1-2 令和6年度 収納対策本部・部会名簿 参考資料1 豊島区収納対策本部設置要綱 資料2 私債権等管理支援事業の実績と令和6年度取組予定 参考資料2 債権別収入未済額及び不納欠損額(令和4年度決算) 参考資料3 事業結果報告書 資料3 私債権等の検討課題について 参考資料4 区長の専決処分に係る議決の変更について(ご提案) 参考資料4 別紙1 23区の専決処分に係る議決の状況 参考資料4 別紙2 地方自治法・同法施行令条文 参考資料4 手持ち資料 専決処分に係る議決を変更した場合に専決処分が可能 となる私債権等の状況 参考資料5 豊島区の私債権等の管理に関する条例の一部を改正する条例について 参考資料5 手持ち資料 徴収停止基準に該当する私債権等の状況

審 議 経 過

案件1：令和6年度 収納対策本部の年間スケジュールについて

(1) 案件の説明

資料1-1・1-2・参考資料1について収納推進担当課長から説明。

(2) 主な意見と質疑

特になし

(3) 結論

令和6年度 収納対策本部の年間スケジュールについて一同了承。

案件2：私債権等管理支援事業の実績と令和6年度取組予定について

(1) 案件の説明

資料2・参考資料2・参考資料3について収納推進担当課長から説明。

(2) 主な意見と質疑

【生活福祉課長】

この3年間、弁護士に相談させてもらい、債権管理に取り組んできたが、なかなか実績を出せていない。生活保護関係債権の収入未済額は、昨年度から更に悪化している。もう一段、生活福祉課としては頑張っていないといけないと考えている。

【子育て支援課長】

子育て支援課は、まずは2件、弁護士に催告をお願いする予定である。区が催告しても支払いがなかった案件であり、今回実績につながることを期待している。

【会計管理室長（部会長）】

各債権所管課には、弁護士委託を積極的に活用してもらうとともに、引き続き適正な債権管理に努めてもらいたい。

(3) 結論

私債権等管理支援事業の実績と令和6年度取組予定について一同了承。

案件3：私債権等の検討課題について

(1) 案件の説明

資料3・参考資料4・参考資料5について収納推進担当課長から説明。

(2) 主な意見と質疑

【西部生活福祉課長】

生活福祉課・西部生活福祉課の両課で債権管理の研修を今年度やろうと話をしている。債権をそもそも発生させないという努力も必要であると考えている。

【住宅課長】

住宅課の場合、私債権等管理支援事業とは別に弁護士と契約をしている。訴えの提起の専決処分も債権額 1,100 万円以下で可能である。年に数件は毎回法的措置を実施している。専決処分が可能になれば、その後の債権放棄や和解にも進むので、そうした手続が容易になると良いのではないかと思う。

【会計管理室長（部会長）】

議題 3 について、適正な債権管理のため、条例等の改正ということも念頭に、債権管理の実績を作っていくことが重要である。各債権所管課には、協力をお願いする。

全体を通して、その他にどうか。

【国民健康保険課長】

国民健康保険課の私債権等は、生活保護に次いで多い状況である。少額の債権が非常に多い。昨年度、23 区の状態を調べたが、少額の債権を徴収していないような区もあった。そうしたことを考えていく必要もある。とはいえ、合算すると高額となるのも事実なので、何とかしていきたいと考えている。

まだ検証が済んでいないので明確には分からないが、マイナ保険証の影響が出ているのか、不当と呼んでいる資格喪失後に国保を利用したことにより発生する債権が、今月の作業で例年の倍程度の数が出てきている。状況を分析して、対応策を考えていく必要がある。

【収納推進担当課長（事務局）】

落とせるものは落としている区もあるということだが、徴収停止にする基準がないと弁護士との相談の中で話があった。税の場合、財産調査を実施して、「やることをやっとうしようもないから落とす」という手続を踏んでいる。非公開だが、そうした内部基準が存在する。債権額 5 万円以下なら全て徴収停止できるということではなく、最低でも督促、催告を実施済みでなければいけないといった基準が必要かと考えている。

【区民部長】

日頃から地道な取組みを各課で行っているということで、大変感謝している。豊島区の取組みというのは、23 区の中で先進的な取組みなのか。それともどこの区でも行っていることなのか。区民部長として、区民部の取組みをもっと区内でも PR したいと考えている。

【収納推進担当課長（事務局）】

全ての区の状態を把握している訳ではないが、特別区税務課長会での情報によると、江戸川区は、非常に積極的に債権回収を行っている。豊島区と同様、税務課で弁護士と契約し、各債権所管課への支援を行う枠組みを取っており、効果を上げていると聞いている。

また、強制徴収公債権の収納一元化を行っている区が 4 つある。実施済みの区が少ないことから分かるように、一元化された課の負担が非常に大きい。税金、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の知識が全て必要になる。組織としても巨大になる。そういうやり方も一つあるが、組織上の問題や知識の問題が存在する。

加えて、賦課部門、債権を決定する部門との連携の問題がある。例えば、保険料の未納があり催告したところ、対象者から賦課がおかしいという話になった場合、元の課へ話を戻さなければいけない。メリット、デメリットがあると聞いている。

私債権等で支援に力を入れているという意味では、江戸川区と豊島区は、税務課でありながら全庁的に支援をするという枠組みを採用している。私債権等は、あまり力を入れている区は、少ない印象である。収納一元化も公債権だけである。私債権等でも、多くの区で生活保護の問題が多いと聞いている。なかなか回収できないと。月 1,000 円の分納なども珍しくないという。完納まで 100 年かかるような計画である。

【区民部長】

生活保護は難しいかもしれないが、悪質な滞納者はしっかりと対応するということをアピールした方が良い。

【収納推進担当課長（事務局）】

住宅課は、これまで法的措置を含め、しっかりと対応してきたため、収入未済額もかなり減った。やはり専決処分ができると、的確なタイミングで債権回収へとつなげていくことができる。全ての債権所管課が、住宅課のように対応できると良いと思っている。

【会計管理室長（部会長）】

23 区の状況として、訴えの提起の専決処分が可能な区が多いが、実際に行っているのか。

【事務局】

何年か前の他自治体が行った調査の共有になるが、訴えの提起を実施している自治体も存在するが、全く実施していない自治体も見受けられた。

【会計管理室長（部会長）】

専決処分の議決はあっても自治体によって対応が分かれるということか。

【収納推進担当課長（事務局）】

専決処分は議会軽視につながるという見方もあるのではないか。

【子育て支援課長】

滞納管理システムについて、子育て支援課は導入していないため、エクセルでの管理となっている。ただ、システム導入は費用面でも難しいところがある。例えば、私債権等で滞納管理システムの共通利用している自治体があるのか。また、そういうシステムのパッケージはどうか。複数の課が共通利用できると、職員の負担軽減にもつながるのではないか。

【収納推進担当課長（事務局）】

子ども家庭部の福祉システムは何を使っているか。

【子育て支援課長】

MISALIO（ミサリオ）というシステムである。

【収納推進担当課長（事務局）】

その中に滞納管理システムはあるか。

【子育て支援課長】

ないかと思うが。

【収納推進担当課長（事務局）】

福祉部はどうか。

【西部生活福祉課長】

生活保護は、ふれあいである。

【生活福祉課長】

福祉部全体は、MCWEL（エムシーウェル）である。その中に滞納管理機能はない。

【収納推進担当課長（事務局）】

税務システムにも、滞納管理機能は付いていない。別に滞納管理システムを導入している。全庁的にバラバラだと思う。

【会計管理室長（部会長）】

こういう情報を共有しながら、次の更改のときに、各課が上手く連携できると良いと思う。

【子ども家庭部長（副部会長）】

私債権等管理条例と専決処分議決の改正・見直しについて、昨年度この部会で準備を進めていたが、なかなか前に進めることができなかった。訴えの提起の実績が乏しいという指摘がある。それを踏まえて、今年度に再度改正を提案するのであれば、やはり実際に法的措置を行い、実績を示す必要がある。今年の第4回区議会定例会を目標にするならば、今から動いていないといけない。各債権所管課は、税務課と連携しながら準備を進めていく必要がある。

大変ではあるが、これをやらないと前に進まず、毎年毎年同じ議論をすることになる。債権放棄の要件を緩和する条例改正も、改正できれば債権の整理が進むと思う。専決処分とセットで進める必要がある。

子ども家庭部には、子育て支援課と保育課に私債権等があるので、しっかりと適正な管理を進めていきたい。

(3) 結論

私債権等の検討課題について一同了承。

【会計管理室長（部会長）】

以上をもって第1回私債権等検討部会を終了する。